明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**五三）　一
○ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（**同**五四）　二
○経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（**同**五五）　三

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**三〇）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**三一）
○ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の全部を改正する件（**厚生労働**三八〇）
○自然環境保全法第二十七条第三項第五号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（**環境**八一）　三
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（**同**八二）

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人水資源機構平成二十一事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省　令

○経済産業省令第五十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十一条及び第四十六条第一項の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

経済産業大臣　大畠　章宏

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二半密閉式瞬間湯沸器の項中

不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1)　熱電対式のもの (2)　フレームロッド式のもの (3)　ＣＯセンサー式のもの (4)　バイメタル式のもの (5)　サーミスター式のもの (6)　その他のもの

を

不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1)　熱電対式のもの (2)　フレームロッド式のもの (3)　ＣＯセンサー式のもの (4)　バイメタル式のもの (5)　サーミスター式のもの (6)　その他のもの
暖房部の有無	(1)　あるもの (2)　ないもの
水通路の構造（暖房部を有するもの）	(1)　一缶二水路式のもの (2)　一缶三水路式のもの (3)　二缶二水路式のもの (4)　二缶三水路式のもの (5)　その他のもの

に

不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1)　熱電対式のもの (2)　フレームロッド式のもの (3)　その他のもの

を改め、同別表開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項中

不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1)　熱電対式のもの (2)　フレームロッド式のもの (3)　その他のもの

を

不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1)　熱電対式のもの (2)　フレームロッド式のもの (3)　その他のもの